

# 平成30年度介護報酬改定における 各サービス毎の改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。  
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

# 目次

|     |                               |     |
|-----|-------------------------------|-----|
| 1.  | 訪問介護                          | 2   |
| 2.  | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護              | 13  |
| 3.  | 夜間対応型訪問介護                     | 23  |
| 4.  | 訪問入浴介護                        | 29  |
| 5.  | 訪問看護                          | 34  |
| 6.  | 訪問リハビリテーション                   | 44  |
| 7.  | 居宅療養管理指導                      | 60  |
| 8.  | 通所介護・地域密着型通所介護                | 66  |
| 9.  | 療養通所介護                        | 77  |
| 10. | 認知症対応型通所介護                    | 83  |
| 11. | 通所リハビリテーション                   | 91  |
| 12. | 短期入所生活介護                      | 107 |
| 13. | 短期入所療養介護                      | 122 |
| 14. | 小規模多機能型居宅介護                   | 132 |
| 15. | 看護小規模多機能型居宅介護                 | 139 |
| 16. | 福祉用具貸与                        | 153 |
| 17. | 居宅介護支援                        | 159 |
| 18. | 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護  | 171 |
| 19. | 認知症対応型共同生活介護                  | 184 |
| 20. | 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 195 |
| 21. | 介護老人保健施設                      | 218 |
| 22. | 介護療養型医療施設                     | 238 |
| 23. | 介護医療院                         | 252 |
| 24. | 口腔・栄養                         | 275 |
| 25. | 地域区分                          | 283 |

# 1. 訪問介護

## 改定事項

- ① 生活機能向上連携加算の見直し
- ② 「自立生活支援のための見守りの援助」の明確化
- ③ 身体介護と生活援助の報酬
- ④ 生活援助中心型の担い手の拡大
- ⑤ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬
- ⑥ 訪問回数が多い利用者への対応
- ⑦ サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化
- ⑧ 共生型訪問介護
- ⑨ 介護職員処遇改善加算の見直し

# 1. 訪問介護 ⑥訪問回数が多い利用者への対応

## 概要

ア 訪問回数が多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数（※）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。【省令改正】

（※）「全国平均利用回数＋2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行する。

イ 地域ケア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。【省令改正】

### 【イメージ図】ケアプランの適正化に向けた対策の強化

